

平成 29 年 6 月 30 日で住民票等自動交付機が終了します。 マイナンバーカードを利用してコンビニで証明書が取得できます。

コンビニ交付サービスについて

○ご利用いただける方

亀岡市に住民登録があり、マイナンバーカードをお持ちの方



※マイナンバーカードをお持ちでない方は、裏面の申請方法をご覧ください、ぜひ作成してください。

○取得できる証明書（1通 300円）

・住民票 ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書

○ご利用いただけるコンビニエンスストア（五十音順）

・サークルKサンクス ・セブン-イレブン
・ファミリーマート ・ミニストップ ・ローソンなど

○ご利用時間

午前6時30分～午後11時 ※12月29日～1月3日は終日利用できません。

住民票等自動交付機が終了します。

平成29年6月30日で、市役所横のATMコーナーにある住民票・印鑑登録証明書自動交付機が廃止となります。**つつじカード（住民票発行カード）**・**さくらカード（印鑑登録証明書発行カード）**をお持ちの方はご注意ください。

つつじカードは自動交付機終了をもちまして、ご利用できなくなります。**さくらカードは、今後も窓口で印鑑登録証明書を請求される場合に必要となりますので、引き続き大切に保管ください。**

今後は、マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストア等で証明書を取得できる**コンビニ交付サービス**をご利用ください。

コンビニ交付はこんなに便利

*** 亀岡市外でも受け取れます。**

お昼休みや通勤途中でも利用できます。

*** 夜間、早朝でも受け取れます。**

証明書が急に必要となった場合でも、すぐに取得できます。

*** 申請書の記入は不要です。**

コンビニに設置のマルチコピー機のタッチパネルを操作するだけで、取得できます。（※暗証番号の入力が必要となりますので、事前に登録された暗証番号を確認の上、ご利用ください。）

ご利用にあたっての注意事項

※15歳未満の方、被成年後見人の方、またはマイナンバーカードに利用者証明用電子証明書を付加されていない方は、コンビニ交付サービスを利用することができません。

※ご利用にあたり上記以外にも注意事項があります。詳しくは亀岡市ホームページをご覧ください。

